

12月1日現在の
会員数 300

猪名川町商工会

第103号発行:09/12/11
発行責任者 辻口 悦司

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 2.15%
マル経貸付 1.85%
(H21.12.09現在)

B-net 12 IT情報誌 December

消費税の申告 本則課税と簡易課税

消費税の支払義務が生じている、特に個人事業所のみならずには、消費税申告する際に「本則課税」か「簡易課税」かのどちらかを選択する必要があります。どちらが節税になるかは各事業所で判断する必要があります。

消費税は「預った消費税」から「支払った消費税」を引いて計算しますが、この「預った消費税」の算出方法は本則・簡易課税両者とも同じですが「支払った消費税」の算出方法が違うことから差額が生じる結果となります。本則課税で算出する「実際に支払った消費税」と、簡易課税で算出する「支払ったとみなす消費税」をシュミレーションして比べてみるのが大切です。節税にはこの「支払った消費税」が多いほうが得になるということになります。

簡易課税の「支払ったとみなす消費税」は、「預った消費税」に決められた割合（卸売業90%、小売業80%、製造業等70%、サービス業50%、その他60%）を掛けて算出します。

例えば、小売業で仕入金額が売上金額の70%なら、本則課税では「支払った消費税」を「預った消費税」の70%しか計上できませんが、簡易課税であれば80%で計算することができ、簡易課税を選択する方が有利になります。また、仕入れがなく、給与などの人件費割合が多いサービス業なら、給与の支払いが消費税の支払を伴わないため、簡易課税を選択しておけば、サービス業のみなし率で消費税を50%も「支払った」ことにすることが可能となり簡易課税を選択する方が得になります。

簡易課税の選択には下記条件等があります。消費税の申告納税は「本則」「簡易」どちらが有利かを検討してみましょう。

- ① 2期前の課税売上高が5,000万円以下
- ② 適用する事業年度の前の年度中に届出書提出が必要
- ③ 適用を始めると、2年間簡易課税を行う必要あり

12月 月例経営相談会の実施について

12月は下記の予定で実施いたしますので、売上改善、資金繰りの見直し、今の事業と違ったことを計画したい、事業承継など経営に関する様々な問題について、経営支援の専門家が個別に相談に応じます。相談内容によっては、専門家の派遣も検討します。どうぞ、この機会を利用して、普段の経営にお役立てください。

次回は1月18日(月)を予定しております。

- 日時 12月21日(月) 13時より17時
- 開催場所 猪名川町商工会 2階会議室
- 専門家 中小企業診断士
- 対象 会員事業所 ■申込 事前予約制

早めの段取りをして年末調整に備えましょう

年末調整を行う時期となりました。この年末調整は、給与の支払いを受ける各人について、毎月の給与や賞与の支払いの際に源泉徴収した税額とその年の給与総額について納めなければならない税額とを比べて、その過不足を精算する事業所として行う大切な手続きです。早めの作成段取りをしましょう。21年度は大きく変わった点はなくほぼ20年度と同じです。

昨年と比べて変わった点

住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲が拡充されました。

詳細は税務署または国税庁のHPなどでも確認できます。

猪名川町新年互礼会の開催

すでにご案内しております、猪名川町新年互礼会を下記のとおり行います。平成22年の年頭に当たり、各種団体の方も交えての全町的互礼会に会員の皆様も是非ご出席頂きますようお願いいたします。参加ご希望の方は、互礼会実行委員会(商工会事務局 電話766-3012)までお申出下さい。※当日配布の名簿には印刷の関係上、掲載することができない場合がありますのでご了承下さい

- 日時 平成22年1月6日(水)
18時-20時
- 場所 イナホール ●参加費 3000円

互礼会プログラム

- 18:00 オープニングセレモニー
お囃子演奏(望月さより氏ほか)
- 18:15 開会のことば
- 18:20 町長ごあいさつ
- 18:25 来賓ご紹介
- 18:35 乾杯(町議会議長)
- 18:50 懇談 会食・名刺交換
- 19:00 アトラクション
お囃子演奏(望月さより氏ほか)
- 20:00 閉会のことば

事業主の退職金の確保は国の小規模企業共済制度で!

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる国の共済制度です。

- 国がつくった「経営者の退職金制度」です
- 個人事業主や会社等の役員の方などが加入できます。
- 毎月の掛金は、全額所得控除となります。